

第Ⅶ章 環境の保全のための措置の再検討

第Ⅶ章 環境の保全のための措置の再検討

Ⅶ-1 環境保全措置の見直しに係る検討結果の概要

- 大気汚染 浮遊物質、粉じん等に関する苦情等はなかった為見直しの必要はないと考える。
- 騒音 大規模商業施設の駐車場周辺に設置したマウント部分の騒音レベルについて、道路の供用開始から3年が経過した為平成25年度に調査を実施する予定。
- 振動 測定結果が予測値及び規制基準値（75dB）を下回っていることや工事施工箇所周辺の住民からも苦情はなかった為、見直しの必要はないと考える。
- 水質
 - ・水の濁り
水の濁りについては水質検査の結果が目標値を下回っている為、見直しの必要性はないと考える。
 - ・地下水水質（工事中）
地下水水質（工事中）は各年度においてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン共に検出下限値である事から見直しの必要性はないと考えるが、H24年度から着手している2号調整池においては今後工事が進捗する中で必要に応じて判断していく。
 - ・地下水水質（完成後）
地下水水質（完成後）については検査の結果により判断をする。
- 水象 調整池の設置、流域変更等、計画通りに進んでおりまた、河川等の氾濫も起きていないため見直しの必要はないと考える。
- 植物・動物（植物）
 - ・希少植物の保全
保全状況については、生育を確認した法面に杭を打つなどの消失防止により群生場所を確認できている事や、生育環境の消失に伴い仮移植先を確保し生育状況が確認できている事など、措置が十分に図られている為、現時点では見直しの必要はないが、今後事業が進捗する中で必要に応じて検討をする。
- 植物・動物（動物） 現時点で見直しの必要性はないが今後、事業の進捗する中で必要に応じて検討する。

- 水生生物 現時点で見直しの必要性はないが今後、事業の進捗する中で必要に応じて検討する。
- 生態系 生け垣推進補助制度については、255 件中 6 件と、制度の利用者が少なく、その理由として、管理について手間がかかることや、管理費の補助までは出ない為、等の理由が考えられるが、今後も引き続き広報誌及び地区計画申請者に対し窓口対応の中で周知していく。
- 景観・風景 大規模店舗の壁面の色については、組合よりイオンモールに対し地域景観に配慮した色彩の採用を要請した結果、当初の環境保全措置に記載されている茶系統色ではないものの、原色系を避けた、落ち着いた色彩になっていること、また、壁面の色の決定に係る検討の経緯より、一定の配慮が講じられているため、見直しの必要はないと考える。
- 人と自然とのふれあい活動の場 順調に推移している為見直しの必要性はないと考える。
- 廃棄物 順調に推移している為見直しの必要性はないと考える。